

浜松市公告第536号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年6月21日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックタウン浜松葵(Aゾーン)

浜松市中区葵西3丁目318番地1他

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 内山 一美	静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 寺嶋 普	静岡県駿東郡長泉町下長窪 303 番地 1

3 変更年月日

平成22年 5月21日

4 届出年月日

平成22年 6月11日